

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和7年2月7日

金曜日

第5335号

## 目次

<b>告 示</b>	
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	1
○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	2
○指定居宅サービス事業者の廃止の届出	3
○指定管理者の指定	
○指定障害福祉サービスの事業の廃止	4
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	6
<b>公 告</b>	
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	7
○富山県庁舎の清掃等業務委託に係る一般競争入札の実施	9
○土地改良区の役員の就退任	17

## 告 示

### 富山県告示第39号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和7年3月1日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（令和5年富山県告示第103号）は、令和7年2月28日限り、廃止する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	500円	180円	100円

2 富山県公衆浴場基準条例（昭和26年富山県条例第7号）第2条に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

（生活衛生課）

## 富山県告示第40号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		有限会社磯辺家具店
サービスの種類		介護予防福祉用具貸与
事業所	名称	有限会社磯辺家具店
	所在地	氷見市上泉 426番地
	介護保険事業所番号	1670500584
廃止の届出を受理した年月日		令和6年11月19日

事業者の名称		有限会社磯辺家具店
サービスの種類		特定介護予防福祉用具販売
事業所	名称	有限会社磯辺家具店
	所在地	氷見市上泉426番地
	介護保険事業所番号	1670500584
廃止の届出を受理した年月日		令和6年11月19日

**富山県告示第41号**

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		有限会社磯辺家具店
サービスの種類		福祉用具貸与
事業所	名称	有限会社磯辺家具店
	所在地	氷見市上泉426番地
	介護保険事業所番号	1670500584
廃止の届出を受理した年月日		令和6年11月19日

事業者の名称		有限会社磯辺家具店
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	有限会社磯辺家具店
	所在地	氷見市上泉426番地
	介護保険事業所番号	1670500584
廃止の届出を受理した年月日		令和6年11月19日

**富山県告示第42号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称  
富山県広域消防防災センター（四季防災館）
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人富山県消防協会  
富山市惣在寺1090番地1
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 富山県告示第43号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	令和7年1月31日	1610800235	株式会社C H-5	砺波市神島 101番地2	CH-5ワ ークCH allenge 砺 波	砺波市本町 13番27号 アラックス ビル砺波2 階

### 富山県告示第44号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月7日から

## 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町内名字南谷 831番1から	変更前		最大 11.8 最小 4.2	368.3	富山土木 センター
	富山市八尾町内名字南谷 718番1まで	変更後		最大 17.2 最小 9.9	368.3	
一般国道 471号	富山市八尾町内名字南谷 718番1から	変更前		最大 16.0 最小 9.0	334.0	富山土木 センター
	富山市八尾町田頭字島野 85番1まで	変更後		最大 16.6 最小 9.0	334.0	
県道 西部金屋戸出 線	高岡市戸出吉住70番3から	変更前		最大 19.4 最小 7.6	270.1	高岡土木 センター
	高岡市戸出町一丁目3126 番まで	変更後		最大 19.4 最小 8.0	270.1	
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字南 川原1331番2から	変更前		最大 8.3 最小 6.3	130.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町桜町字稲 泉西 972番9まで	変更後		最大 8.9 最小 6.7	130.7	
県道 砺波福光線	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5454番2まで	変更前		最大 23.4 最小 16.0	25.1	砺波土木 センター

	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5455番5まで	変更後		最大 16.0 最小 16.0	19.1	
県道 砺波細入線	砺波市太田4012番から 砺波市太田 597番2まで	変更前		最大 18.8 最小 12.0	189.4	砺波土木 センター
	砺波市太田4012番から 砺波市太田 597番5まで	変更後		最大 34.5 最小 12.0	189.9	
県道 高岡庄川線	砺波市太田3086番から 砺波市太田41番2まで	変更前		最大 18.8 最小 8.0	65.2	砺波土木 センター
		変更後		最大 45.8 最小 8.0	65.2	

### 富山県告示第45号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月7日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町内名字南谷 718番1から 富山市八尾町田頭字島野85番1まで	令和7年2月7日	富山土木 センター

県道 西部金屋戸出線	高岡市戸出吉住70番3から 高岡市戸出町一丁目3126番まで	令和7年2月7日	高岡土木センター
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字南川原1331番2から 下新川郡朝日町桜町字稲泉西 972番9まで	令和7年2月7日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 砺波福光線	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5455番5まで	令和7年2月7日	砺波土木センター
県道 砺波細入線	砺波市太田4012番から 砺波市太田 597番5まで	令和7年2月7日	砺波土木センター
県道 高岡庄川線	砺波市太田3086番から 砺波市太田41番2まで	令和7年2月7日	砺波土木センター

## 公 告

## 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
入善町東五十里17番	田	2,958㎡
入善町東五十里18番	田	2,948㎡
入善町東五十里19番	田	2,939㎡
入善町東五十里29番	田	3,009㎡

入善町東五十里31番	田	1,400㎡
入善町東五十里32番	田	1,355㎡
入善町東五十里35番	田	706㎡
入善町東五十里225番	田	80㎡
入善町東五十里478番	田	1,514㎡

## 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
入善町東五十里17番	令和7年5月31日	5年	107,965円
入善町東五十里18番	令和7年5月31日	5年	107,600円
入善町東五十里19番	令和7年5月31日	5年	107,270円
入善町東五十里29番	令和7年5月31日	5年	109,825円
入善町東五十里31番	令和7年5月31日	5年	51,100円
入善町東五十里32番	令和7年5月31日	5年	49,455円
入善町東五十里35番	令和7年5月31日	5年	25,765円
入善町東五十里225番	令和7年5月31日	5年	2,920円
入善町東五十里478番	令和7年5月31日	5年	55,260円

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

### (1) 提出期限

令和7年2月21日



## (2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階  
富山県農林水産部農業経営課  
(電話 076-444-3269)

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

## 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

**富山県庁舎の清掃等業務委託に係る一般競争入札の実施**

富山県庁舎の清掃等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務の名称及び数量

富山県庁舎清掃等業務委託 一式

## (2) 委託業務の仕様等

入札説明書及び業務委託仕様書による。

## (3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (4) 履行場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県庁舎

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第426号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県の庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札参加資格の審査（以下「競争入札参加資格審査」という。）の結果、清掃業務の区分において、Aの等級に格付けされている者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受けている者であること。

(4) 過去5年間に延床面積3,000平方メートル以上の建物の清掃業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 令和6年4月1日以降、富山県の競争入札において指名停止の措置を受けていない者であること。

## 3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと

認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 資料は、次のとおりとする。

ア 富山県知事からの清掃及び設備保守点検業務等競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条に規定する登録証明書の写し

ウ 2の(4)の能力を有することを証する次に掲げる書類

(ア) 実績申立書（様式2）

(イ) 契約書の写し

(3) 申請書及び資料の提出期間

令和7年2月7日（金）から同年2月21日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、(2)のアの書類は、入札書提出時に提出すること。

(4) 申請書及び資料の提出場所並びに問い合わせ先

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課管理係

電話 076-444-3171

(5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和7年2月28日（金）までに申請者に通知する。

(6) その他

ア 資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出された資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合には、令和7年3月5日（水）までに説明を求める旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。
- (3) (2)により書面が提出されたときは、令和7年3月7日（金）までに文書により回答する。
- (4) (2)の書面の提出場所は、次のとおりとする。

3の(4)に掲げる場所

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3の(4)に掲げる場所及び問い合わせ先

- (2) 入札説明書等の配布

3の(3)に掲げる期間内に3の(4)に掲げる場所において希望者に無料で交付するほか、富山県ホームページの「富山県庁舎の清掃等業務委託に係る一般競争入札の実施」に公開する。

- (3) 入札書の提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は書留郵便（書留郵便により入札書を提出する場合にあっては、提出期限までに必着とすること。）

## 6 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時 令和7年3月19日（水）午前10時00分

- (2) 開札の場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁本館211会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を3の(4)の機関に届け出るものとする。

## 7 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札
- (3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (4) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 9 入札の方法

- (1) 入札金額は、年額とし、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

- 
- (4) この契約は、特例政令の適用を受ける。
  - (5) この契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、この契約手続の停止等を行うことがある。
  - (6) 令和7年度富山県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件調達手続について停止等を行うことがある。
  - (7) その他詳細は、入札説明書による。

## 12 Outline

- (1) Nature and quantity of the required service:  
Contract for main building cleaning, etc, 1 set
  - (2) Commission period: From April 1, 2025 through March 31, 2026.
  - (3) Commission place: Toyama Prefectural Government Building
  - (4) Your bid must be delivered not later than 5:15 pm on March 14, 2025.
  - (5) Contact: Address to submit bids and where necessary documents and information may be obtained:  
Property Administration Division, Management & Administration  
Department, Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama City, Toyama Prefecture, 930-8501, Japan  
Telephone: 076-444-3171 (Japanese only)
-

(様式1)

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和7年2月7日付けで入札公告のあった富山県庁舎の清掃等業務委託に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、当該公告の2に規定する入札参加者に必要な資格を有する者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 富山県知事からの清掃及び設備保守点検業務等競争入札参加資格審査結果通知書の写し  
(次のいずれかの□にレ点を付すこと)
  - 本申請書に添付
  - 別途入札書提出時に提出する
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚労省令第2号）第32条に規定する登録証明書の写し
- 3 過去5年間に延床面積3,000平方メートル以上の建物の清掃業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有することを証明するもの
  - ア 実績申立書
  - イ 契約書の写し

注 返信用封筒として、その表に申請者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、110円分の郵便切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

作成責任者	役職	氏名	電話番号
作成担当者	部署	氏名	電話番号

## (様式2)

## 実績申立書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

下記のとおり、ビル清掃業務を請負い、誠実に履行したことを申し立てます。

## 記

項 目	内 容	
清掃業務を請負った 建物の名称		
建物の住所		
建物の延べ床面積		
清掃面積		
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
内容	建物清掃、 その他 ( )	建物清掃、 その他 ( )
契約金額		

注1：契約書の写しを添付すること。（清掃面積が確認できる仕様書等も添付する。）ただし、本県機関を発注者とする契約業務を履行した実績を有する者は、業務契約書の写しの提出は不要とする。

注2：同一事業所との複数年契約は1実績として算定するので、注意すること。

作成責任者 役職 氏名 電話番号  
 作成担当者 部署 氏名 電話番号



**土地改良区の役員の退任**

常東用水土地改良区の役員であった次の者が令和7年1月15日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	住 松 幹 也	中新川郡立山町野口	45番地
同	酒 井 務	同 同 利田	382番地2
同	稻 生 貞 吉	同 舟橋村舟橋	1081番地
同	坂 井 義 弘	同 立山町下段	275番地
同	林 武 嗣	富山市水橋中村	308番地
同	笹 伊 義 心	中新川郡立山町瀬戸新	70番地
同	大 井 一 夫	富山市水橋開発	238番地
同	飯 田 顕 伊	同 水橋辻ヶ堂	1440番地
同	亀 山 彰	中新川郡立山町岩嶽寺	151番地
同	安 田 弘 昭	同 同 半屋	141番地
同	渡 邊 吉 弘	同 同 金剛新	202番地
同	窪 田 一 誠	同 同 寺田	171番地
監 事	林 清 隆	富山市水橋中村	299番地
同	佐 伯 利 春	中新川郡立山町岩嶽寺	136番地14
同	坂 下 孝	同 同 東野	52番地
同	野 越 善 弘	同 舟橋村古海老江	70番地

**土地改良区の役員の就任**

常東用水土地改良区の役員に次の者が令和7年1月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年2月7日

		富山県知事 新 田 八 朗	
職 名	氏 名	住 所	
理 事	住 松 幹 也	中新川郡立山町野口	45番地
同	酒 井 務	同 同 利田	382番地2
同	坂 井 義 弘	同 同 下段	275番地
同	大 井 一 夫	富山市水橋開発	238番地
同	亀 山 彰	中新川郡立山町岩峯寺	151番地
同	窪 田 一 誠	同 同 寺田	171番地
同	渡 邊 吉 弘	同 同 金剛新	202番地
同	山 本 茂 樹	富山市池田町	279番地
同	金 田 幸 男	中新川郡立山町東大森	238番地
同	塚 田 啓 一	同 同 末三賀	319番地
同	轡 田 友 明	富山市水橋辻ヶ堂	1441番地
同	山 崎 正 雄	中新川郡立山町福田	401番地
同	古 川 元 規	同 舟橋村竹鼻	103番地
監 事	野 澤 一 成	同 立山町浦田	1183番地3
同	山 元 繁 幸	同 同 上末	40番地
同	野 澤 忍	富山市水橋沖	334番地
同	石 原 敦 郎	中新川郡立山町榎	16番地

### 土地改良区の役員の退任

新保用水土地改良区の役員であった次の者が令和7年1月12日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年2月7日

		富山県知事 新 田 八 朗	
職 名	氏 名	住 所	
理 事	高 見 隆 夫	富山市任海	364番地

同	中山俊文	同	新保	871番地
同	青山俊一	同	吉倉	316番地
同	堀忠英	同	栗山	152番地
同	河原正壽	同	福居	165番地
同	松森清志	同	秋ヶ島	564番地
同	前田稔明	同	塩	705番地
監事	中野隆信	同	新保	1073番地
同	桑名敬雄	同	友杉	467番地
同	西崎晃	同	神通	31番地
同	陽堅友	同	塚原	108番地

### 土地改良区の役員の就任

新保用水土地改良区の役員に次の者が令和7年1月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年2月7日

富山県知事 新田八朗

職名	氏名	住所
理事	高見隆夫	富山市任海 364番地
同	松森清志	同 秋ヶ島 564番地
同	中島重雄	同 惣在寺 1310番地
同	中野敏博	同 新保 971番地
同	前田守	同 塩 4番地1
同	青山俊一	同 吉倉 316番地
同	浅野秀則	同 福居 153番地
監事	中野隆信	同 新保 1073番地
同	桑名敬雄	同 友杉 467番地
同	西崎晃	同 神通 31番地
同	杉林映子	同 友杉 366番地

